

横浜市文化財施設指定管理者  
平成22年度外部評価委員会評価報告及び第一期  
(平成18-22年度) 5か年総括評価報告書

横浜市教育委員会

平成 22 年度横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会評価  
及び 5 年総括評価報告書

《 目 次 》

1	外部評価の導入	1
2	横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会の設置と目的	2
3	横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会開催経緯	2
4	横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会評価の作成	3
5	平成 22 年度外部評価委員会評価結果一覧	5
	(1) 横浜市歴史博物館	6
	(2) 横浜開港資料館	8
	(3) 横浜都市発展記念館	9
	(4) 横浜ユーラシア文化館	10
	(5) 横浜市三殿台考古館	11
6	指定管理 5 年総括結果および評価意見	12
	(6) 横浜市歴史博物館	13
	(7) 横浜開港資料館	15
	(8) 横浜都市発展記念館	17
	(9) 横浜ユーラシア文化館	19
	(10) 横浜市三殿台考古館	21
7	横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会「総括」	23
	【 参考 】 横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会要綱	25

## 1 外部評価の導入

横浜市文化財施設 5 館の管理・運営については、市民協働・住民サービスの向上ならびに経費の節減等を目指すため、地方自治法の一部改正に伴う指定管理者制度を導入し、同法第 224 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者による管理運営に係る協定書を平成 17 年 12 月 1 日に締結し、平成 18 年 4 月 1 日より制度に基づく業務運営が実施されている。

本制度に基づく指定管理者による施設の管理・運営については、「指定管理者業務の基準」に基本方針・業務基準の指針が規定され、指定管理者提案書「事業計画書」には、指定管理期間での事業遂行提案が提示されている。

文化財施設指定管理者は、本基準・計画書に基づく事業計画を進め、その遂行にあたっては、「事前・事後評価（P D C A）」を的確に取り入れ、その結果を次の事業計画に向けての改善に活かして行くことの自己評価制度対応が、総ての事業展開に対する取り組みとして行われている。

事業の実施計画・報告については、「協定書第 21 条(1)～(3)」の規定により、各報告書の作成・提出が行われ、市は指定管理者による業務遂行状況、実績確認を目的とした定例モニタリングを実施している。

市は、このように指定管理者による具体的な「事前・事後評価（P D C A）」規定によって実施されている各業務の遂行状況・成果等について、有識者ならびに市民等によって構成される外部評価委員会を設置し、各年度での各施設管理運営に対する適正な実績評価を実施する。

### 《 指定管理者外部評価対象施設：横浜市文化財施設指定管理 5 館 》

- (1) 横浜市歴史博物館 （横浜市都筑区中川中央 1-18-1、TEL912-7777）
- (2) 横浜開港資料館 （横浜市中区日本大通 3、TEL201-2100）
- (3) 横浜都市発展記念館 （横浜市中区日本大通 12、TEL663-2424）
- (4) 横浜ユーラシア文化館 （横浜市中区日本大通 12、TEL663-2424）
- (5) 横浜市三殿台考古館 （横浜市磯子区岡村 4-11-22、TEL761-4571）

### 《 横浜市文化財施設 5 館指定管理主管事務局 》

- ・ 横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課 （横浜市中区港町 1 - 1）

### 《 横浜市文化財施設 5 館指定管理者 》

- ・ 指定管理期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日
- ・ 指定管理者 横浜市都筑区中川中央 1 丁目 18-1  
財団法人 横浜市ふるさと歴史財団 理事長 高村直助

## 2 横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会の設置と目的

第三者評価機関である外部評価委員会の設置については、平成 17 年 3 月 3 日、総行第 66 号「指定管理者制度導入手続きにおけるチェックリスト（通知）」にて、指定管理者の管理運営状況について定期的な評価の必要が指摘されている。

この主旨に基づき、横浜市文化財施設 5 館についての管理運営状況等の評価については、「指定管理者業務の基準」において外部評価委員会の設置が規定され、各施設の管理運営ならびに改善を目的とした、利用者の視点に立った第三者による実績評価を行う外部評価委員会を、「横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会要綱」（平成 19 年 1 月 19 日 施行）により設置した。

また、本外部評価委員会による評価の目的は、「指定管理者業務の基準」での政策的課題を基本とし、指定管理者により提出された「事業計画書」での管理運営業務での遂行が、十分になされているかの確認・実績評価を行うことで、その評価成果が各文化財施設のさらなる質の向上と活性化を図り、市民からの一層の信頼を得られる施設となることを目的として取り組み、その改善指摘事項は、指定管理者に受け入れられ・運用され、さらに自主的な管理運営が行われるよう評価報告の作成を行う。

### 《 横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会委員 》

「横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会要綱」（平成 19 年 1 月 19 日制定）規定に基づき委嘱。

外部評価委員会委員の任期は、平成 19 年 2 月 7 日より文化財施設すべての指定管理期間が終了し、当該期間の最終年度の評価を終了した日までとする。

No.	氏 名	専 門 分 野	所 属	備 考
1	池 田 修	施設運営・利用	BankART1929 代表	
2	上 山 和 雄	歴史学・近代史	國學院大學教授	
3	西 田 由紀子	市民・施設利用	よこはま市民メセナ協会会長	
4	水 嶋 英 治	博物館学・施設運営管理	常磐大学教授	委員 長

## 3 横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会開催

外部評価委員会は、「横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会要綱」の規定に基づき、第 1 回委員会を開催し評価報告書の作成を行った。

	開催日	議事・検討内容
第1回	平成24年3月10日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22年度外部評価対象事業報告。 (横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館)</li> <li>・ 第一期指定管理5か年事業報告に対するヒヤリング、ならびに評価検討・意見交換。</li> </ul>

〈上山委員は、平成23年4月1日横浜開港資料館館長に就任いたしましたので、外部評価委員としての評価はしていません。また、池田委員につきましては、評価ならびに意見について、他委員に一任されました。〉

#### 4 横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会評価の作成

各文化財施設指定管理者管理運営事業に対する、外部評価委員会での業務評価については、各文化財施設指定管理者によって管理運営業務実績について作成・提出された、①「月次報告書」、②「四半期報告書」、③「年度報告書」④「指定管理者点検評価シート（指定管理者自己評価）」等を、主要な評価検討基本資料とし、各文化財施設の現地視察ならびに指定管理者とのヒヤリングを行い、その結果をもって評価作成の取り組みを行った。

##### (1) 評価の方法

外部評価各委員による評価作成は、各文化財施設での事業区別に作成した「指定管理運営業務評価シート」により、事業区別評価、事業区分総合評価の作成を行った。

評価は、下記の要領にて4段階評価にて行った。

##### ア【事業区別評価の基準・段階】

- ・ A ～ 十分に業務成果が認められる。
- ・ B ～ 概ね業務成果が認められる。
- ・ C ～ 一部業務成果が認められる。
- ・ D ～ 業務成果が認められない。

##### イ【事業総合評価の算定・段階】

事業区別について評価されたA～D段階については、「A＝4点」、「B＝3点」、「C＝2点」、「D＝1点」と点数に置き換え、その積和に対して事業区別数割合にて算定を行った段階を、事業総合評価段階とした。

(算定結果数値での小数点以下は四捨五入して算定を行う。)

##### ウ【事業区別評価意見・事業総合評価意見】

事業成果に対する評価意見としての視点については、

- ① 「指定管理者業務の基準」、「指定管理者事業計画書」での事項内容を満た

しているか。

- ② 事業の特色、独自性、成果が得られたか。
- ③ 事業の進捗において、P D C Aサイクルの取り組みがなされているか。  
上記を視点として、今後の事業への取り組みに対し、質の向上と活性化等を  
図るための指針とした内容での記載とする。

## (2) 評価対象事業の基本選定について

外部評価委員会における平成 18 年度評価報告書では、各文化財施設で実施・報告された総ての事業について評価を行ったが、平成 19 年度以降については、各年度において評価対象事業を選定し実施した。

なお、各文化財施設指定管理者事業報告書に対するヒヤリングについても、平成 19 年度以降はテーマを選定し実施した。

### ア【各年度評価対象事業】

- ① 平成 18 年度 各文化財施設年度事業報告書での、総ての「指定管理者点検評価シート」記載事業について実施。
- ② 平成 19～22 年度  
平成 19・21 年度は、各文化財施設年度事業報告書での、「運営事業」を中心に選定実施し、平成 20・22 年度については、「管理事業」を中心に選定実施する。なお、「市民協働・広報宣伝・利用者サービス」関連事業については、毎年評価を実施。

### イ【各年度ヒヤリング対象事業】

- ① 平成 18 年度 各文化財施設年度事業報告書での、総ての「指定管理者点検評価シート」記載事業について実施。
- ② 平成 19～22 年度  
〈平成 19 年度〉・来館者サービスの面から見る広報サービス  
・教育サービス  
〈平成 20 年度〉・財政、経営面（収益性）  
・来館者促進  
〈平成 21 年度〉・資料面（展示、収蔵資料、データベース化、インターネットサービス）  
〈平成 22 年度〉・学術面（調査研究）  
・総合評価  
・達成率チェック

以上、上記（1）ア～ウ記載内容での評価方法に基づき、（2）ア評価選定対象事業について、横浜市文化財施設 5 館に対する平成 22 年度指定管理者外部評価委員会による実績評価を行った。評価結果は、下記の 5 には「評価結果一覧」として集約し、6 には、指定管理第 1 期 5 か年の「総括結果一覧・評価意見」、7 には「総括評価」を記載した。

	開催日	議事・検討内容
第1回	平成24年3月10日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22年度外部評価対象事業報告。 (横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館)</li> <li>・ 第一期指定管理5か年事業報告に対するヒヤリング、ならびに評価検討・意見交換。</li> </ul>

〈上山委員は、平成23年4月1日横浜開港資料館館長に就任いたしましたので、外部評価委員としての評価はしていません。また、池田委員につきましては、評価ならびに意見について、他委員に一任されました。〉

#### 4 横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会評価の作成

各文化財施設指定管理者管理運営事業に対する、外部評価委員会での業務評価については、各文化財施設指定管理者によって管理運営業務実績について作成・提出された、①「月次報告書」、②「四半期報告書」、③「年度報告書」④「指定管理者点検評価シート（指定管理者自己評価）」等を、主要な評価検討基本資料とし、各文化財施設の現地視察ならびに指定管理者とのヒヤリングを行い、その結果をもって評価作成の取り組みを行った。

##### (1) 評価の方法

外部評価各委員による評価作成は、各文化財施設での事業区別に作成した「指定管理運営業務評価シート」により、事業区別評価、事業区分総合評価の作成を行った。

評価は、下記の要領にて4段階評価にて行った。

##### ア【事業区別評価の基準・段階】

- ・ A ～ 十分に業務成果が認められる。
- ・ B ～ 概ね業務成果が認められる。
- ・ C ～ 一部業務成果が認められる。
- ・ D ～ 業務成果が認められない。

##### イ【事業総合評価の算定・段階】

事業区別について評価されたA～D段階については、「A＝4点」、「B＝3点」、「C＝2点」、「D＝1点」と点数に置き換え、その積和に対して事業区別数割合にて算定を行った段階を、事業総合評価段階とした。

(算定結果数値での小数点以下は四捨五入して算定を行う。)

##### ウ【事業区別評価意見・事業総合評価意見】

事業成果に対する評価意見としての視点については、

- ① 「指定管理者業務の基準」、「指定管理者事業計画書」での事項内容を満た

しているか。

② 事業の特色、独自性、成果が得られたか。

③ 事業の進捗において、PDCAサイクルの取り組みがなされているか。

上記を視点として、今後の事業への取り組みに対し、質の向上と活性化等を図るための指針とした内容での記載とする。

## (2) 評価対象事業の基本選定について

外部評価委員会における平成 18 年度評価報告書では、各文化財施設で実施・報告された総ての事業について評価を行ったが、平成 19 年度以降については、各年度において評価対象事業を選定し実施した。

なお、各文化財施設指定管理者事業報告書に対するヒヤリングについても、平成 19 年度以降はテーマを選定し実施した。

### ア【各年度評価対象事業】

① 平成 18 年度 各文化財施設年度事業報告書での、総ての「指定管理者点検評価シート」記載事業について実施。

② 平成 19～22 年度

平成 19・21 年度は、各文化財施設年度事業報告書での、「運営事業」を中心に選定実施し、平成 20・22 年度については、「管理事業」を中心に選定実施する。なお、「市民協働・広報宣伝・利用者サービス」関連事業については、毎年評価を実施。

### イ【各年度ヒヤリング対象事業】

① 平成 18 年度 各文化財施設年度事業報告書での、総ての「指定管理者点検評価シート」記載事業について実施。

② 平成 19～22 年度

〈平成 19 年度〉・来館者サービスの面から見る広報サービス  
・教育サービス

〈平成 20 年度〉・財政、経営面（収益性）  
・来館者促進

〈平成 21 年度〉・資料面（展示、収蔵資料、データベース化、インターネットサービス

〈平成 22 年度〉・学術面（調査研究）  
・総合評価  
・達成率チェック

以上、上記（1）ア～ウ記載内容での評価方法に基づき、（2）ア評価選定対象事業について、横浜市文化財施設 5 館に対する平成 22 年度指定管理者外部評価委員会による実績評価を行った。評価結果は、下記の 5 には「評価結果一覧」として集約し、6 には、指定管理第 1 期 5 か年の「総括結果一覧・評価意見」、7 には「総括評価」を記載した。



## 5 平成 22 年度 評価結果一覧

- (1) 横浜市歴史博物館
- (2) 横浜開港資料館
- (3) 横浜都市発展記念館
- (4) 横浜ユーラシア文化館
- (5) 横浜市三殿台考古館

横浜市歴史博物館評価結果一覧

事業総合評価	評価委員			委員総合評価
	1	2	3	
事業区分・事業名称				
6・7事業総合評価	-	A	A	A
6. 調査研究事業について (1)5ヶ年調査研究計画 (2)H22年度資料収集事業 I 基礎的調査研究 II 企画展開催に向けての調査研究	-	A	A	/
7.資料収集事業について (1)5ヶ年資料収集計画 (2)H21年度資料収集事業	-	A	A	
10・11事業総合評価	-	A	A	A
10. 出版・刊行事業について (1)調査研究報告刊行事業 (2)展示図録刊行事業 (3)資料目録刊行事業 (4)紀要刊行事業 (5)その他刊行事業 (6)刊行物配布計画事業 (7)刊行物配布計画事業	-	A	A	/
11. 普及啓発事業 (1)生涯学習協働事業 (2)学校連携事業 (3)野外施設活用事業 (4)「ふるさと横浜探検」事業 (5)体験学習事業 (6)古文書解読教室事業 (7)古文書解読講座(上級)事業 (8)中世史講読講座事業 (9)古代史講読講座事業 (10)土器づくり教室事業 (11)開館記念特別講演会 (21)日常体験学習事業 (14)「文化財情報利用システム」運用・公開事業	-	A	A	

事業総合評価	評価委員			委員総合評価
	1	2	3	
事業区分・事業名称				
18・19・20・21事業総合評価	-	A	A	A
18. 自己評価・情報公開事業について (1) 自己評価公開事業 (2) 情報公開推進事業 (3) 実績評価事業	-	A	A	
19. 管理業務事業について (1) 効率的な管理業務事業 (2) ゴミ・環境対策事業	-	A	A	
20. 管理業務事業について (1) 施設設備保守管理業務 (2) 施設環境維持管理業務 (3) 常設展示室保守点検・定期部品交換業務 (4) 大塚・歳勝土遺跡公園・工房保守管理業務	-	A	A	
(1) 施設設備修繕業務 (2) 大塚・歳勝土遺跡公園内設備修繕事業				
21. 組織構成と運営について (1) 組織体制の確立 (2) 意思決定・伝達体制の確立 (3) 人材育成・能力開発業務 (4) 専門的人材配置体制の確立 (6) 施設運営職員の配置体制	-	B	A	

平成22年度横浜市文化財施設指定管理者外部評価報告

横浜開港資料館評価結果一覧

事業総合評価	評価委員			委員総合評価
	1	2	3	
事業区分・事業名称				
6・7事業総合評価	-	A	A	A
6. 調査研究事業について (2)外部団体との連携事業 (3)歴史学的研究	-	A	A	/
7. 資料収集事業について (3)H21年度資料収集事業	-	A	A	
9・10・11事業総合評価	-	A	A	A
9. 閲覧・公開事業について (1)収蔵資料の利用促進 (2)コンサルタント業務の推進	-	A	A	/
10. 出版・刊行事業について (1)出版・刊行物の作成	-	A	A	
11. 普及啓発事業について (1)市民団体協働事業、講座・講演会事業	-	A	A	
18・19・20・21事業総合評価	-	A	A	A
18. 自己評価・情報公開事業について (1)自己評価公開事業 (2)情報公開推進事業 (3)実績評価事業	-	A	A	/
19. 管理業務事業について (1)効率的な管理業務事業 (3)ゴミ・環境対策事業 (5)施設設備活用事業	-	A	A	
20. 施設保守管理事業について (1)施設設備保守管理業務 (2)施設環境維持管理業務	-	B	B	
21. 組織構成と運営について (1)組織体制の確立 (2)意思決定・伝達体制の確立 (3)人材育成・能力開発業務 (4)専門的人材配置体制の確立 (6)施設運営職員の配置体制	-	B	A	

平成22年度横浜市文化財施設指定管理者外部評価報告

横浜都市発展記念館評価結果一覧

事業総合評価	評価委員			委員総合評価
	1	2	3	
事業区分・事業名称				
6・7・8事業総合評価	-	A	A	A
6. 調査研究事業について (1)H22年度調査研究	-	A	A	/
7. 資料収集事業について (1)H22年度資料収集事業	-	A	A	
8. 資料整理・保存事業について (1)資料の整理・保管・修繕	-	A	A	
10・11事業総合評価	-	A	A	A
10. 出版・刊行事業について (1)出版・刊行物の作成	-	A	A	/
11. 普及啓発事業について (1)講座イベント開催事業 (2)インターネットを活用した普及活動 (3)他機関との連携事業	-	A	A	
19・20・21事業総合評価	-	A	A	
19. 管理業務事業について (1)効率的な施設維持管理業務事業 (2)ゴミ・環境保全対策事業 (3)危機管理実施事業	-	A	A	/
20. 施設保守管理事業について (1)施設設備保守管理業務 (2)施設環境維持管理業務	-	A	A	
21. 組織構成と運営について (1)組織体制の確立 (2)意思決定・伝達体制の確立 (3)人材育成・能力開発業務 (4)専門的人材配置体制の確立 (6)施設運営職員の配置体制 (1)専門性を有する人材配置 (2)施設運営職員の配置体制	-	B	A	

平成22年度横浜市文化財施設指定管理者外部評価報告

横浜ユーラシア文化館評価結果一覧

事業総合評価	評価委員			委員総合評価
	1	2	3	
事業区分・事業名称				
6・7事業総合評価	-	A	A	A
6. 調査研究事業について (1)研究成果の公開と活用	-	A	A	/
7. 資料収集事業について (1)資料の収集・整理 (2)資料保存業務 (3)資料公開業務	-	A	A	
10・11事業総合評価	-	A	A	A
10. 出版・刊行事業について (1)出版・刊行事業	-	A	A	/
11. 普及啓発事業について (1)展示資料活用事業 (2)他施設連携事業	-	A	A	
18・19・20・21事業総合評価	-	A	A	A
18. 自己評価・情報公開事業について (1)自己評価公開事業 (2)情報公開推進事業 (3)実績評価事業	-	A	A	/
19 管理業務事業について (1)効率的な施設維持管理業務事業 (2)ゴミ・環境保全対策事業 (3)危機管理実施事業	-	A	A	
20 施設保守管理事業について (1)施設設備保守管理業務 (2)施設環境維持管理業務	-	A	A	
21. 組織構成と運営について (1)組織体制の確立 (2)意思決定・伝達体制の確立 (3)人材育成・能力開発業務 (4)専門的人材配置体制の確立 (6)施設運営職員の配置体制 (1)専門性を有する人材配置 (2)施設運営職員の配置体制	-	B	A	

平成22年度横浜市文化財施設指定管理者外部評価報告

横浜市三殿台考古館評価結果一覧

事業総合評価	評価委員			委員総合評価
	1	2	3	
事業区分・事業名称				
18・19・20・21事業総合評価	-	A	A	A
18. 自己評価・情報公開事業について				/
(1)自己評価公開事業	-	A	A	
(2)情報公開推進事業				
19. 管理業務事業について				
(1)経費節減対策事業	-	A	A	
(2)環境対策事業				
20. 施設保守管理事業について				
(1)保守管理業務	-	A	A	
(2)環境維持管理業務				
21. 組織構成と運営について				
(1)組織構成の確立	-	B	A	
(2)人材配置の取り組み				
(3)財団施設との連携				

5 第一期 平成18年～22年度 5か年総括

評価結果一覧・評価意見一覧

- (1) 横浜市歴史博物館
- (2) 横浜開港資料館
- (3) 横浜都市発展記念館
- (4) 横浜ユーラシア文化館
- (5) 横浜市三殿台考古館



## 横浜市文化財施設指定管理5か年総括結果

### 【横浜市歴史博物館】

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A~D	評 価 意 見
1	1 市民協働事業展開について 2 経費節減・収益向上事業について 3 魅力資源活用事業について	A	市民協働については具体的な仕組みの設置(活動支援ボランティアなど)に着手していますが、さらに、今後、博物館と主体的な市民との協働による事業の向上、地域貢献の実現を期待しています。魅力資源活用では、各事業の満足度が高く、とりわけ現代アート展の取り組みは、コラボレーションによる創造性や、継続性をもって地域に開くミュージアムとしての姿勢が見て取れ、魅力資源活用事業は総じて高く評価できます。
		A	遺跡ガイドボランティアなどの参画を考えれば、生涯学習機関としての博物館の役割も果たしていると評価できますが、市民モニターの見解が反映できるシステムを検討したほうが良いと思われま。
2	4 常設展示運営事業について 5 企画展・特別展示事業について	B	常設、企画、特別展とも、各目標をほぼ達成していますが、常設更新における基本設計書が作成できておらず、第2期では、迅速な取り組みを期待します。
		A	常設展の来館者数も年度ごとに増減はありますが、5年間の平均ではほぼ達成したと評価できます。
3	6 調査研究事業について 7 資料収集事業について 8 資料整理・保存事業について	A	調査研究、資料収集、整理、保存、成果の公開については、5か年を通して着実に行われ、また、市民協働によるフィールド調査も実現するなど一定の成果がみとれます。ミュージアムの根幹である調査研究、収集事業等は、次期を見据え、中長期の体系的な見とおしが必要です。
		A	調査研究事業は博物館の基幹であり、過去5年間を通して十分評価できます。しかし、データベース化については80%程度であり、今後も継続して努力する必要があります。データベース化については、人員の問題や組織の問題もあり、また職員の業務時間もありますので、再度業務計画を見直して、第二期に向けて努力していただきたいと思ひます。
4	9 閲覧・公開事業について 10 出版・刊行事業について 11 普及啓発事業について	A	出版、刊行についての確、着実に成果を出しています。普及啓発事業における多彩なメニューについて、実施結果の分析が明確にできており、今後の方向性についても、見直しを含め、継続や開発などメニューに具体的提示があり、総じて順当に事業が遂行されたと評価できます。
		A	出版事業では民間出版社とタイアップし『横浜 歴史と文化』を出版したことは高く評価できます。博物館の研究成果を博物館の場のみならず、出版という形で公表していくことは重要であり、今後も研究成果の刊行を継続していただきたい。またインターネットの活用も戦略的に展開していくことが重要であると思われま。

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A～D	評価意見
5	12 広報宣伝活動事業について 13 利用者サービス事業について	A	5か年計画における、指標も結果も総じて順調だと認められます。23年度以降の対応計画にも提示されていますが、マーケティングの手法をもつての展開が、さらなる来館促進につながると思います。
		A	5年間を振り返れば、広報宣伝するという姿勢が当初よりも強くなったのではないかと考えられます。しかし、一館だけの問題ではなく、文化財施設5館共通の課題であるため、マーケティングを第二期目にかけて再検討する必要があります。
6	14 来館者促進事業について 15 その他促進事業について	A	開港150周年、開館15周年などの周年事業を含め、館内外の豊富な資源の活用と市民によるサポートなど、多彩な事業プログラムの展開とその成果は総じて高く評価できます。HPのアクセス件数のUPもミュージアムと市民のコミュニケーションツールのひとつとして次期にも期待ができます。
		A	HPのアクセス数も順調に伸びており、ミュージアムショップも微増であるが伸びているのは評価できます。中学生の職場体験など将来の来館者にも門戸を広げているのは評価できます。放送大学などの授業の受け入れも新しい試みであり、挑戦的な姿勢は評価できます。
7	16 休館・閉館について 17 利用料金等について	A	学校利用や一般の現況を勘案し、対応しています。
		A	結果論として、「開館時間の延長を実施しなかった」というのは容易いが、原点にもどって、組織的に可能かどうかを検討しなければならないのではないかと考えられます。
8	18 自己評価・情報公開事業について 19 管理業務事業について 20 施設保守管理事業について 21 組織構成と運営について	A	5か年計画が順当に推進されています。次期組織構成では、体制の一段の強化、対応計画に示されている職員のスキル強化などに注力を期待しています。
		A	18年経過している施設の劣化・長寿命化・修繕化は横浜市全体の課題です。「できて当たり前」のことが、つつがなくできているのはそれなりの評価ができます。多くの指摘を真摯に受け止め、改善できる体制にしていけることが肝要です。

【 5か年総合評価意見 】	A	5か年の推移においては、年度の経過につれ段階的に、目標達成度も上がり、現場の意欲や積極的な取り組み姿勢の向上が顕著であり、社会動向、経済状況の厳しい時代にあつて、現場の努力、アクティブな取り組みが、館総体の魅力を上げていると思います。開港150周年、開館記念など周年記念、魅力的なプログラムの展開にも努力されていますが、調査研究、資料収集といった地味ながら本質を支える分野とのバランスもとりつつ、1期での課題を2期では改善、よいものにし、魅力ある歴史博物館を揺らぎない存在にしたいと期待します。総括では数値目標が達成できていないとも、努力とその先の展望が見て取れる項目については、相応に評価させていただきました。
	A	過去5年間の継続的評価を見ますと、着実に質的向上が図られていると言えます。とは言え最終年度後半に、外部評価委員会とは別に行われた「横浜市外郭団体等経営改革委員会」における指摘事項の内容が反映されず、どの部分がどのように変化しているのかは判断はつきかねる部分もあります。横浜市の評価制度自体の問題もあると言えますので、外部評価委員会とは別に、指定管理者および横浜市の総括的評価も必要であると思います。

## 横浜市文化財施設指定管理5か年総括結果

### 【横浜開港資料館】

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A～D	評価意見
1	1 市民協働事業展開について 2 経費節減・収益向上事業について 3 魅力資源活用事業について	A	専門性や歴史に興味をもつ約50の市民団体をネットワーク化した「横浜郷土史団体連絡協議会」との協働事業は、近代横浜の記憶装置としての資料館と、市民団体との水準の高い連携・取り組みとして高く評価できます。DVDやデジタル発信による資源活用は、利用者の裾野を広げるツールにて今後ますます期待でき、収益向上、経費削減の項目は引き続き努力を要しますが、総じて5か年の取り組みは成果に着実に反映されています。
		A	「横浜郷土史団体連携協議会」の発展は開港資料館の大きな成果であり、経費削減も努力の成果が見られます。
2	4 常設展示運営事業について 5 企画展・特別展示事業について	A	常設展示の新収資料コーナー設置など、質が高く、きめの細かい取り組みがされています。
		A	平成22年度をのぞいて入館者は、着実に増加がみられ、評価できます。常設展示の更新は経費等の問題があり、簡単ではないと思いますが、周辺の施設(横浜都市発展記念館・横浜市史資料室)との連携を強化して進めるべきです。
3	6 調査研究事業について 7 資料収集事業について 8 資料整理・保存事業について	A	いずれの事業とも、5か年計画を順調に、かつ今後の見通しも備えており、横浜のみならず、日本を代表する資料館のひとつとして、高く評価できます。
		A	資料収集点数は目標をやや下回ったが、概ね順調と言えます。研究成果も計画通りに行っており、展示、講座、出版などに活かされているのは評価できます。
4	9 閲覧・公開事業について 10 出版・刊行事業について 11 普及啓発事業について	A	5か年計画における閲覧、公開の達成度、協議会との出版や刊行、また、開港150周年記念事業で築いた市民団体、大学などとの信頼関係など、着実に事業成果をあげています。
		A	資料の公開率は、達成指標を概ね達成していますが、画像のデジタル化率はやや低調気味である。その他の項目については、達成目標を達成しており、評価できます。
5	12 広報宣伝活動事業について 13 利用者サービス事業について	A	広報宣伝の成果はHPアクセス数にも顕著であり、市民の関心も高く、次期5年にもつながる良い成果をあげていると思います。マスコミとの信頼関係も情報発信力の強化につながり評価したいと思います。
		A	HPのアクセス数も向上しているの点は評価できます。

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A～D	評価意見
6	14 来館者促進事業について 15 その他促進事業について	B	周年事業における周知の実績を活かしつつ、平常時の来館者増加をどう図るか、資源の魅力をどう発信していくかについて、中長期の展望をたて、展示やテーマ性のメリハリ、他施設と連携など、2期の事業展開に期待します。
		A	ショップ、喫茶店の収益も向上している点は評価できます。
7	16 休館・閉館について 17 利用料金等について	A	開港150周年記念事業による事業収入増など、良い成果をあげていますが、周年事業終了後の2期では一層の努力に期待します。
		A	ゴールデンウィークに臨時開館・開館時間延長を実施すれば一定の成果が得られることを経験したので、次は臨時開館や開館延長に関する広報が重要な課題になるでしょう。1館だけの問題ではなく、他の文化財施設も含めた全体での検討課題であると思われます。
8	18 自己評価・情報公開事業について 19 管理業務事業について 20 施設保守管理事業について 21 組織構成と運営について	B	各項目について、鋭意努力されています。事業評価について、システムをリアルタイムでの評価改善に整えていくと同時に、優先順位の高い項目は迅速に取り組むことを期待します。
		A	概ね目標を達成している点は評価できます。横浜市との協約による委託料・補助金の削減目標は「毎年1%削減」とのことですが、一般市民の感覚としては、1%は削減する努力の範囲ではないであろう。総収入1%以上up、総支出を1%cutの数字は、まだ努力目標としては小さすぎます。

【 5か年総合評価意見 】	A	第1期、5か年の推移は、安定した取り組み姿勢と、150周年事業における成果、また横浜郷土史団体連絡協議会組成に至る経緯は、ミュージアムと地域の関係性を示すよいモデルとして、高く評価したいと思います。社会動向、経済状況の厳しい時代にあって、現場の努力、アクティブな取り組みが、館総体の魅力をあげていると思います。開港150周年にともなう他施設との連携や、魅力的なプログラムの展開にも努力されていますが、150周年後の2期では、経営管理について、より豊富な発想を展開し、魅力ある開港資料館としての存在感、国内外からの来館を期待します。総括では数値目標が達成できていなくとも、努力とその先の展望が見て取れる項目については、相応に評価させていただきました。
	A	過去5年間の継続的評価を見ますと、着実に質的向上が図られていると言えます。とは言え最終年度後半に、外部評価委員会とは別に行われた「横浜市外郭団体等経営改革委員会」における指摘事項の内容が反映されず、どの部分がどのように変化しているのかは判断はつきかねる部分もあります。横浜市の評価制度自体の問題もあると言えますので、外部評価委員会とは別に、指定管理者および横浜市の総括的評価も必要であると思います。

## 横浜市文化財施設指定管理5か年総括結果

### 【横浜都市発展記念館】

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A～D	評 価 意 見
1	1 市民協働事業展開について 2 経費節減・収益向上事業について 3 魅力資源活用事業について	B	市民参加の企画展や中庭活用の実施など、協働型の取り組みは評価できます。今後は地域に開くミュージアムとして、単発事業だけでなく継続的に市民との協働事業の体系構築が求められます。魅力資源の活用について、館の位置づけを明確にする総合的なプロデュースの視点が必要だと思えます。
		A	概ね、ほぼ目標を達成していると評価できます。学校連携強化については、横浜都市発展記念館と学校との両方の問題も含まれていると思えます。学校との連携の調整は横浜都市発展記念館だけではなく、教育委員会のイニシアチブ・リーダーシップも必要不可欠であると思えます。すべてが指定管理者側の問題でもなく、指定管理者を指定した横浜市教育委員会側の努力も評価事項として今後検討されるべきと思えます。
2	4 常設展示運営事業について 5 企画展・特別展示事業について	B	常設展、企画展にかかわらず、館としてのコンセプトと来館者へのメッセージをより明確にする必要があります。
		A	
3	6 調査研究事業について 7 資料収集事業について 8 資料整理・保存事業について	A	近代横浜の記憶装置とする開港資料館と、昭和期に焦点をあてる都市発展記念館とのすみわけを明確にしていくことが大切だと思えます。各項目とも総じて、5か年良い成果を挙げています。
		A	概ね、ほぼ目標を達成していると評価できます。
4	9 閲覧・公開事業について 10 出版・刊行事業について 11 普及啓発事業について	A	ホームページの積極的活用により、収蔵資料の公開など高い成果をあげています。普及啓発は努力されていますが、よいプログラムをもって来館者増加に結び付けるには、広報や他館との連携など、この項目にも、もっとプロデュースの視点が必要だと思えます。5年での下地を活かし、第2期での成果を期待します。
		A	資料のデジタル化にともない、DVD販売の好調な売れ行きは高く評価できます。指定管理者5館の総合計画として、デジタル化情報を今後どのように関連させて活用するのか、次の検討が必要です。

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A～D	評価意見
5	12 広報宣伝活動事業について 13 利用者サービス事業について	B	5年間で新たな媒体の情報発信に着手するなど努力されていますが、横浜都市発展記念館としてのメッセージをもっと明確に打ち出すことが、広報宣伝、利用者サービスとも次へのステップでは求められると思います。(市民ニーズと合致の戦後DVDのヒットなどにその答えがあるように思います)
		A	ミュージアムショップでの売りに貢献したDVDの戦後ニュース素材は、市民ニーズの表れでしょう。今後も収蔵資料の戦略的な活用方法を検討していくべきと思います。
6	14 来館者促進事業について 15 その他促進事業について	B	上記各事業項目にも共通しますが、来館促進の戦略として館の立ち位置を明確に、コンセプトがみえるメッセージの発信が必要だと思います。
		A	入館者数の目標達成ができなかった点は、外部評価委員としては「評価できない」が、この問題はユーラシア文化館との問題も内包しているため、個別館の評価というよりもユーラシア文化館との総括評価が本来の評価ではないかと思えます。その意味では、次年度以降、横浜ユーラシア文化館との評価方法を検討したほうがよいと思われる。
7	16 休館・閉館について 17 利用料金等について	B	努力されていますが、なぜ集客、収入が減少するのかの根本に立ち返っての、改善、努力が期待されます。
		A	臨時開館や開館時間延長は一定の成果が出るのが分かったので、それを集客・収入増につなげることが肝要です。
8	18 自己評価・情報公開事業について 19 管理業務事業について 20 施設保守管理事業について 21 組織構成と運営について	A	主な達成目標の実施がなされています。
		A	多くの課題が山積していると思われます。集客を第一目標にするならば、横浜開港資料館と横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館との共通事業・協働企画をすぐにも開始すべきと思います。これまでの努力を顕在化する政策を検討する段階に来ているのではないのでしょうか。

【 5か年総合評価意見 】	A	現場は努力されているのですが、その努力が成果に十分に反映していないところが、次期への課題だと思います。各事業ごとに課題や改善点があるのですが基本的に、都市発展記念館の魅力を高めるための総合プロデュース力、コミュニティとの関係性など抜本的な見直しをもっと必要だと思います。また横浜都市発展記念館が、横浜開港資料館や横浜ユーラシア文化館と、どのような運動性を構築するのか、2期では制約条件を超えて、豊富な発想を持って臨んでいただければと期待します。
	A	過去5年間の経緯を見れば、指定管理期間を通して継続的に鋭意努力していることがうかがえます。しかし、抜本的な改革が必要であることは外部評価委員会から何度も指摘されているため、その指摘事項を検討したり、経営改革委員会での指摘事項を検討する必要があると思います。

## 横浜市文化財施設指定管理5か年総括結果

### 【横浜ユーラシア文化館】

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A～D	評 価 意 見
1	1 市民協働事業展開について 2 経費節減・収益向上事業について 3 魅力資源活用事業について	B	開館5周年の市民参加の企画展実施は、横浜都市発展記念館との協働型の取り組みとして評価できます。今後は継続的な市民との協働事業の体系の構築が求められます。
		A	
2	4 常設展示運営事業について 5 企画展・特別展示事業について	B	ユーラシア文化館の「江上コレクション」などの特性が他の文化財施設4館とは、異なっており、特性に特化した明確なメッセージの発信が、企画、常設とも必要だと思います。プレゼンでは企画展を中心に今後3つの柱「知られているユーラシア」「知られざるユーラシア」「日本とユーラシアを扱う」をたてる方向性が示され、期待しています。
		A	
3	6 調査研究事業について 7 資料収集事業について 8 資料整理・保存事業について	A	5か年調査研究、資料収集もほぼ順調であり、成果の活用や還元に注力を期待します。
		A	概ね目標を達成しているのは評価できます。
4	9 閲覧・公開事業について 10 出版・刊行事業について 11 普及啓発事業について	A	公開事業、出版刊行については、5か年計画の順当な成果が出ており、楔形文字粘土板文書のデータベースなど、貴重な資源の魅力発信は評価できます。普及啓発は、定着や継続の課題がありますが、個別の取り組みでは好評の事業もあり、資源の価値を整理し、どう普及啓発していくか、2期に期待したいと思います
		A	概ね目標を達成しているのは評価できます。
5	12 広報宣伝活動事業について 13 利用者サービス事業について	A	5か年の中で、広報の戦略見直しに取り組むなど、努力されています。広報宣伝においても、国際性を全面的に打ち出すなど、他館とのすみわけを明確にする必要があります。

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A～D	評価意見
6	14 来館者促進事業について 15 その他促進事業について	B	コミュニティとの連動、実習生の受け入れなど、館内外とのリレーションを構築つつあり、社会教育機関としての存在感を高め、また来館促進に反映するよう、2期ではよりアクティブに取り組んでいかれることを期待します。
		A	来館者数について、最終年度には、企画展の開催回数を横浜都市発展記念館と同数になるよう調整していましたが、隔年ごとに増・減を繰り返したのは、横浜都市発展記念館との一体運営が必要であることを示唆しているのではないのでしょうか。外郭団体経営改革委員会からの指摘を受け、改善につながるよう努力していただきたい。
7	16 休館・閉館について 17 利用料金等について	B	努力されていますが、マーケティングの視点をもっと明確にする必要があります。
		A	休館日、開館時間の検討は横浜都市発展記念館と一体的に検討するのは当然としても、開港資料館との関係をどうするかについても指定管理期間第二期目では重要な検討事項と思います。
8	18 自己評価・情報公開事業について 19 管理業務事業について 20 施設保守管理事業について 21 組織構成と運営について	B	主な達成目標は順当に実施されています。すでに5年が経過しており、2期では職員のスキルの強化等、迅速に取り組むことを期待します。

【 5か年総合評価意見 】	B	ユーラシア文化をどのように取り扱い、魅力発信していくかについて、総合的なプロデュースの視点が必要だと思います。現場も認識しておられるように、掲示や、ネーミングなどいくつかの制約や課題もありますが、2期ではコミュニティや他組織との連携、市民協働などにより、館の特性を際立たせ、各事業の成果に反映できるよう、存在感をもったミュージアムへの躍進を期待します。
	A	制約条件が多い中での運営は苦勞が多いと思われませんが、横浜都市発展記念館と横浜ユーラシア文化館は最初の段階から施設設立の理念が不明確であり、収入、集客ともに伸びない原因は、根本的なところから見直す必要があるのではないのでしょうか。



## 横浜市文化財施設指定管理5か年総括結果

### 【横浜市三殿台考古館】

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A～D	評 価 意 見
1	1 市民協働事業展開について 2 経費節減・収益向上事業について 3 魅力資源活用事業について	A	市民協働について、一概に市民活動団体との実績にこだわるのではなく、横浜市三殿台考古館の特性を踏まえボランティア充実に注力するなど方向性をとらえ推進された5か年だったと思います。2と3については限界に近いところまでの努力を評価しました。第二期では指定管理料が増額され、施設の適切な維持になるよう期待します。
		A	過去5年間を通して、小さな努力をコツコツ積み重ねているのは評価できます。
2	4 常設展示運営事業について	A	展示方針について、原点に立って、三殿台遺跡を正しく理解してもらう方針を明確にしており、期待できます。
		A	
3	7 資料収集事業について 8 資料整理・保存事業について	A	限られた人員と予算の中で、奮闘され、1期と2期を連動、体系的に方向づけがなされています。1期の実施計画で指標を達成できなかった基礎作業もありますが、施設の根幹となる項目において今後の見通しも立てており、評価できると思います。
		A	埋蔵文化財センターとの資料再編など、今後の活動に期待します。
4	11 普及啓発事業について	A	三殿台講話会や体験、研修、コミュニティとの情報交換など件数は多くありませんが取り組んでいます。5か年をとおし、遺跡資源をどう普及していくかが23年度以降の対応計画に組み込まれているので、ぜひ実現していただきたいと思っています。
		A	ボランティアの導入によって資料の整理作業が進んだのは評価できます。

事業区分 (包括No.)	事業区分	評価 A～D	評価意見
5	12 広報宣伝活動事業について 13 利用者サービス事業について	B	広報宣伝など対外的な事業が十分に達成できていないと感じます。組織が小さいので、ウェブやメディアを有機的に活用し、来館増進、事業の活性を図るとよいと思います。
		A	
6	14 来館者促進事業について 15 その他促進事業について	B	人員もコストも厳しいなかで、総じて来館促進への取り組み姿勢向上が顕著に見て取れます。
		A	
7	16 休館・閉館について 17 利用料金等について	A	
		A	
8	18 自己評価・情報公開事業について 19 管理業務事業について 20 施設保守管理事業について 21 組織構成と運営について	B	第一期中に職員配置が成されていますが、館長兼務などまだ十分ではないと思います。第二期では指定管理料が増額され、必要な人件費等状況も勘案して、組織構成の改善を期待します。
		A	

【 5か年総合評価意見 】	A	第一期、5か年の推移は、限られた人員とコストの中で年度が経過するにつれ段階的に目標達成意欲も上がり、現場の工夫、努力が顕著にみてとれます。横浜市三殿台考古館の貴重な文化資源について、現場の努力だけに待つことなく、人員やコストについての抜本の見直しが2期で実施されることを期待します。総括では数値目標が達成できていなくとも、努力とその先の展望が見て取れる項目については、相応に評価させていただきました。
	A	大規模な改革を伴い、集客することが本当に必要なのか、あるいは小さいながらも確実に資料を保存管理することが重要なのかは、施設の方針と使命によるところが大きいと思われます。少なくとも過去5年間を通して見れば、小さな努力をコツコツ積み重ねているのは評価できます。第二期目においても続いて着実な運営ができるよう期待します。

## 横浜市文化財施設指定管理5か年

### 総括評価

過去5年間の継続的評価を見ると、各館とも着実に質的向上が図られていると評価できる。博物館の運営は、一般客から見れば「できて当たり前」のことがつつがなくできているのが「当たり前」であるが、指定管理者制度の導入によって職員たちの意識変化も過去5年間の間にみてとれる点はそれなりに高く評価できるであろう。社会変動、経済状況の厳しい時代にあって、現場の職員たちの努力と積極的な取り組みによって、各館全体の魅力を上げていていると評価できる。

#### 横浜市歴史博物館

5か年の推移を見ると、年度の経過につれて目標達成度も上がり、現場の意欲や積極的な取り組み姿勢によって博物館の質的向上が顕著であると評価できる。開港150周年、開館記念など周年記念や魅力的なプログラムの展開にも努力が傾注されていたが、これらの短期的なイベントとは別に、調査研究、資料収集といった博物館の本質的機能を十分に発揮させ、他の機能とのバランスもとっていたと評価できる。また、「市民協働」では、地域に開かれた博物館として、積極的に取り組み、良い成果を出している。

とは言え、18年経過している施設の劣化・長寿命化・修繕問題は（今回の評価対象から外れる課題であるが）、この館のみならず横浜市文化財施設全体の課題であろう。

#### 横浜開港資料館

過去5か年の推移を見ると、安定した取り組み姿勢が見て取れる。開港資料館は横浜の「顔」であり、資料のデジタル化など積極的に展開し「売り」（独自の魅力や工夫）を創り出した点は高く評価できる。

しかし、館運営の発想は「世界の中の横浜」というように未だ地域限定的であり、今後は「横浜から世界に発信していく」姿勢も検討課題であろう。第2期目では、経営管理の面でより一層努力され、豊富な発想を展開し、魅力ある開港資料館としての存在感、国内外からの来館を期待する。

#### 横浜都市発展記念館

過去5か年の経緯を見れば、指定管理期間を通して継続的に鋭意努力していると評価できる。しかし、現場の努力とは裏腹にその努力が十分成果に反映されていない点は、次期への課題であろう。5年間で高めた評価を更に、次期の指定管理期間につなげ、都市発展記念館の魅力を高めるための「総合プロデュース力」、「コミュニティとの関係構築」など、抜本的な見直しが必要である。

本館が、横浜開港資料館や横浜ユーラシア文化館と、どのような連動性を構築するのか、第2期目では、様々な制約条件を超えて、新しい発想をもって運営していただきたい。

## 横浜ユーラシア文化館

横浜ユーラシア文化館と横浜都市発展記念館の2館は、横浜市歴史博物館と横浜開港資料館の2館とは異なる制約条件がある。現場での運営は相当の苦勞が多いと察することができる。しかし、横浜都市発展記念館と横浜ユーラシア文化館は設立当初の段階から施設の運営理念が不明確であると指摘され続けてきたのも事実であった。特に、「ユーラシア文化」をどのように取り扱い、魅力発信していくかという中長期的課題に対して「総合的なプロデュースの視点が必要である」ことは5年間の外部評価の中で何度も指摘されてきた点である。

他の施設と同様、毎年成果を上げつつあることは認められるが、今後は、地域コミュニティや他組織との連携、市民協働などにより、館の特性を際立たせ、各事業の成果に反映できる抜本的な見直しが必要である。

## 横浜市三殿台考古館

5か年の推移を見ると、限られた人員とコストの中にあっても、年度毎に、しかも段階的に、目標達成意欲も上がってきており、現場の工夫や努力が顕著であった。

小規模な施設に大規模な「改革」を迫ることは現実的でないばかりか、集客に力を入れることが本当に必要なのか、一度は横浜市全体で抜本的に見直す課題であろう。小さいながらも確実に埋蔵文化財等の歴史資料を保存管理している三殿台考古館を、他の文化財施設と同じ評価基準で評価すること自体に問題があると指摘しておかなければならない。少なくとも過去5年間を通して見れば、小さな努力をコツコツ積み重ねているのは評価できるであろう。

## 最後に

横浜市文化財施設の指定管理者の過去5年間に対する外部評価は毎年度着実に成果を上げてきたと評価したい。

しかしその一方で、最終年度後半には、外部評価委員会とは別に「横浜市外郭団体等経営改革委員会」※が行われ、横浜市ふるさと歴史財団について文化財施設の運営等に関する評価、指摘がなされた。

この二重による評価は、指定管理者にとっては混乱の原因とも成り得るし、また今後の評価制度を考える上でも整理しておく必要がある。

指定管理者の評価は、各館ごとの指定管理者としての外部評価、文化財施設全体の外部評価および横浜市による総括的評価も必要であろう。

### ※ 「横浜市外郭団体等経営改革委員会」

外郭団体等の経営状況の評価し、経営改革の方針について検討することを目的として、平成21年2月から平成23年8月まで設置。

# 横浜市文化財施設指定管理者 外部評価委員会要綱

制定 平成19年1月19日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜市三殿台考古館（以下「文化財施設」という。）の指定管理者が指定管理期間中に行った管理運営の状況について、第三者による公平かつ適正な評価を実施するため設置する、横浜市文化財施設指定管理者外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (評価委員会の業務)

第2条 評価委員会は、文化財施設の指定管理者の評価に関する次の事項を所掌する。

- (1) 評価基準及び評価方法に関すること
- (2) 管理運営状況の評価に関すること
- (3) 評価結果の教育長への報告に関すること
- (4) 管理運営及び評価に関する助言等
- (5) その他、委員会において調査検討が必要とされる事項

## (組織)

第3条 評価委員会は、文化財施設の運営管理又は文化財保護事業に関する有識者、利用者の代表並びに財務専門家等の中から教育長が委嘱した者をもって組織する。ただし、委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは、教育長は新たな委員を委嘱することができるものとする。

- 2 評価委員会に委員長を1人置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、評価委員会の会務を総括する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、文化財施設の指定管理者の評価等について教育長から委

嘱された日から、その委嘱された日が属する文化財施設すべての指定管理期間が終了し、当該期間の最終年度の評価を終了した日までとする。

2 委員の再任をさまたげない。

(会議)

第5条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 評価委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 評価委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(指定管理者の出席)

第6条 委員長は、評価委員会において必要があると認めるときは、文化財施設の指定管理者の出席を求め、管理運営状況に関する説明又は意見を聴くことができる。

(関係人の出席)

第7条 委員長は、評価委員会において必要があると認めるときは、専門的事項に関し知識又は経験のある者その他関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(資料の提出等の要求)

第8条 評価委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、教育長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正、公平に評価を行なわなければならない。

2 委員は、文化財施設の管理運営に直接参加してはならない。

3 委員は、評価の過程において知り得た個人情報等、保護の対象となる情報を公表してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び評価委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審査結果の公表等)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により会議は公開とする。ただし、委員長の認めた場合は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 評価委員会における評価の結果は、教育長が報告を受けた後、公表する。ただし、評価委員会が必要と認めた場合は、時期、事項を決定して公表することができる。

3 評価委員会は、評価過程にかかる公正性、透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(事務局)

第11条 評価委員会の事務局は、教育委員会事務局文化財課が行う。

2 事務局員その他評価委員会の場に出席した者は、評価の過程を通じて知り得た個人情報等、保護の対象となる情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び評価委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

(会議召集の特例)

2 この要綱施行後の最初の委員会の招集は教育長が行うものとする。